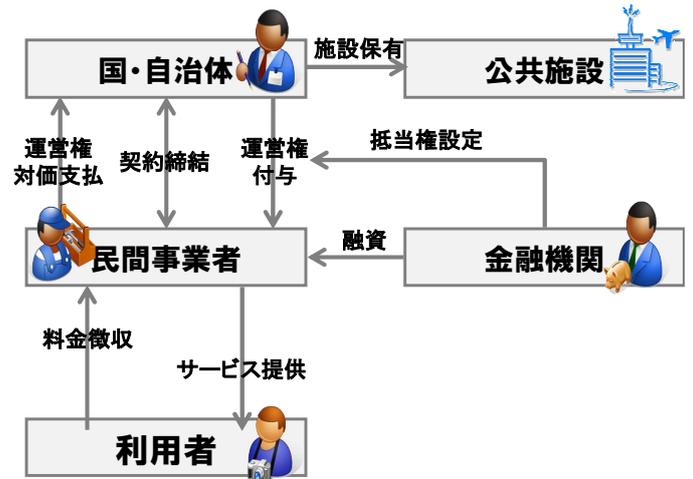


公共施設等運営権制度の概要

<公共施設等運営権制度>

- 公共施設等について、その所有権は移転せず、民間事業者に運営や維持管理等を行う権利を付与し、料金収入も当該民間事業者が自らの収入として収受できる制度
- 平成25年6月に「民活空港運営法」が制定され、空港についても公共施設等運営権の設定が可能



空港における主な先行事例

- 仙台空港・・・東急グループ等による新会社が平成28年7月から事業開始
- 関西国際空港・大阪国際空港・・・オリックス等による新会社が平成28年4月から事業開始
- 高松空港・・・平成30年4月頃からの事業開始に向け、事業者選定手続を開始
- 神戸空港・・・平成30年4月頃からの事業開始に向け、事業者選定手続を開始

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

富士山静岡空港における民活化の取組

富士山静岡空港では、民間ならではの創意工夫を発揮することにより、経営効率化やサービス向上を図り、利用者利便を高めることを目的として、開港当初から民活化に取り組むとともに、新たな運営体制の構築に向けて取り組んでいます。

<県における取組経緯>

平成15年3月	「静岡空港戦略プロジェクト会議」から知事に空港民活化を提言
平成20年7月	富士山静岡空港(株)を富士山静岡空港の指定管理者に指定
平成24年3月	富士山静岡空港(株)が知事に「富士山静岡空港の更なる発展に向けて(提言)」を提出
平成25年4月	先導的空港経営検討会議が知事に「富士山静岡空港の新たな運営体制等に関する答申」を提出
平成25年4月	「富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針」を公表

<富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針(平成25年4月25日)>

公共施設等運営権制度に係る法整備が行われるとともに、新たな運営体制によるビジネスモデルが軌道に乗る等の条件が整った段階(フェーズ3)で、法律に基づいて公共施設等運営権を民間事業者に譲渡することとし、県はこのような民間主体の空港運営の早期実現に努力する。

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

公共施設等運営権制度導入の目的

行政による空港「管理」から、民間による空港「経営」へ転換

導入の目的

1 空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献

- ・ 民間のノウハウ、ネットワークによる空港運営にとどまらない幅広い事業展開
- ・ 空港と地域資源を生かした観光誘客や産業交流の促進

2 県民の利便性と利用者満足度の向上

- ・ 民間の創意工夫と臨機応変な営業活動による航空路線の充実
- ・ 利用者の要望に応じた迅速な改善対応による空港内サービスの向上

3 県民負担の軽減

- ・ 空港の経営に関する業務・収支の一元化による効率化と収益力向上に伴う県費投入の削減

～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～

